

令和 3 年 6 月 23 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2016～2020

課題番号：16H03229

研究課題名(和文) Lex Olympicaの体系と影響に関する研究

研究課題名(英文) Study on System and Influence of Lex Olympica

研究代表者

齋藤 健司 (SAITO, KENJI)

筑波大学・体育系・教授

研究者番号：80265941

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、オリンピックに関する法体系であるLex Olympicaについて、スポーツ法の体系、特に国際スポーツ法いわゆるLex SportivaとLex Olympicaとの関係や構造を明らかにし、オリンピック憲章を中心としてLex Olympicaを構成する各法規範の全容を明らかにした。また、オリンピズムの基本原則などLex Olympicaにおける法規範の歴史的な変化を明らかにした。さらに、ドーピング、スポーツ仲裁、ガバナンスなどの法制度へのLex Olympicaの影響並びに諸外国におけるスポーツ国家法及び制度への影響を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

オリンピックに関する法体系として新たに発達してきたLex Olympicaの体系、構造及び影響を明らかにすることは、スポーツ法における新たな特殊な法体系の形成、特にスポーツ国際法の中心をなす法の発達を明らかにすることになり、学術的な意義がある。また、Lex Olympicaによるスポーツや社会に対する世界的な規模での影響、特に国家法に対する影響等を明らかにすることは、スポーツやオリンピックの規範、望ましい法的社会的秩序の形成、国家とスポーツの関係を考究することになり、またスポーツやオリンピック、国家社会の発展を考えることであり、本研究は重要な社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：In this study, we have clarified the legal system of the Lex Olympica that is a system of law related to the Olympics, and especially the relationship and structure between the Lex Olympica and the international sport law so-called the Lex Sportiva. And we have clarified the whole aspect of legal norms build around the Olympic Charter. We have also clarified historical changes of legal norms in the Lex Olympica, including the fundamental principles of Olympism. Furthermore, we have clarified the impact of Lex Olympica on legal systems such as anti-doping, sports arbitration and governance, as well as on national sports laws and systems in other countries.

研究分野：スポーツ法

キーワード：スポーツ法 Lex Olympica オリンピック オリンピック憲章 国際スポーツ法 IOC オリンピック・ムーブメント オリンピズム

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究の学術的背景

スポーツ法の体系は、スポーツ国家法、スポーツ固有法及びスポーツ国際法に分類される。特にスポーツ固有法は、スポーツ法の体系と特殊性を特徴づけるものであるが、このスポーツ固有法の中でも、特にスポーツ国際法として発達し、世界的にスポーツを規律し影響を与えるものとして、Lex Sportiva と Lex Olympica があげられる。Lex Sportiva とは、スポーツ仲裁裁判所 (CAS) の仲裁判断などによって形成される法規範のことであり、国際スポーツ法とも呼ばれている。他方、Lex Olympica とは、オリンピックとそのムーブメント (運動組織) に適用される法の総称のことであり、Lex Olympica は、オリンピックの開催やオリンピック・ムーブメントの組織のために、国家法を超えて世界各国に影響を及ぼす超国家法として存在し、その重要性やスポーツや国家に与える影響は極めて大きくなってきている。本研究は、スポーツ法の体系の中で発達し、オリンピックだけでなく、スポーツや社会に大きな影響を与えるに至っている Lex Olympica に関する研究を世界に先駆けて行うことを考えた。

(2) 先行研究の検討

Lex Olympica の研究は、その法体系の存在が指摘され、関係する個別研究がいくつか行われている。しかし、その法体系の全容を把握し、分析している研究は少ない。Latty(2007)は、Lex Sportiva の構造を考察する中で Lex Olympica を IOC から生じた Lex Sportiva であると論じ、オリンピック憲章等による IOC のオリンピック・ムーブメントの集権化を考察している。しかし、その他には、オリンピックに関する法的諸問題 (オリंपイズム、大会招致、紛争処理、倫理、人権、環境、ドーピング、両性平等など) を個々の事案ごとに考察した研究はあるが、Lex Olympica の全体の体系や関係構造を考察したものはない。そこで、本研究は、独自の法体系として形成され発達を遂げてきた Lex Olympica の法体系の全容を明らかにすることを考えた。

(3) これまでの研究成果との関係

研究代表者及び研究分担者は、これまで各国のスポーツ国家法の研究を主に行ってきたが、これらの個々のスポーツ国家法の研究の過程においても、オリンピックや Lex Olympica の影響を受けて各国の国家法制度が変更されたり、オリンピックに関する法規範と国内の法規範とが対立する事例を数多く確認してきた。このようなこれまでの研究の経緯を踏まえ、本研究では、Lex Olympica の各国の国家法への影響について研究を行うことを着想した。また、研究代表者らは、これまで主要なスポーツ法の体系に係わる研究を進めてきたが、Lex Olympica の研究を行うことで、スポーツ法の体系の主要な構成要素をすべて捉えることができると考えた。

2. 研究の目的

(1) 研究の目的

本研究の目的は、オリンピックに関する法規範である Lex Olympica がどのような法体系を形成し、世界にどのような影響を及ぼしているかを明らかにすることである。この研究目的を達成するために、本研究は、第1に、オリンピック憲章を中心とするオリンピックに係る法体系である Lex Olympica の全容を明らかにした。第2に、各国における Lex Olympica の影響を考察することを研究の課題とした。

(2) 研究の意義

特殊なスポーツ法の体系が歴史とともに発達し、スポーツや現代社会に大きな影響を及ぼすようになってきた。本研究はこのように発達してきたスポーツ法の中でも特にオリンピックを中心とし、Lex Sportiva の中核的な法として発達してきた Lex Olympica の全体系とその影響を世界で初めて明らかにするところに研究の独創性と意義がある。本研究は、スポーツ法研究に位置づけ、さらに、スポーツの基本制度研究としてスポーツ科学全般にとって基礎的知見を提供し、今後のスポーツの社会規範の形成や価値判断、政策の実施にとって有用な知見を提供する意義がある。Lex Olympica に関する総合的な研究は、世界的に見てもまだ十分に行われておらず、スポーツ法学の分野でも大きな世界的学術的な貢献を示すことができると考える。また、本研究において、Lex Olympica の体系、構造、射程、課題、法の影響、調和的発展の在り方などを考察することは、オリンピックと係わるすべての人、競技者、団体、国家、社会との関係とその影響を捉え、今後のスポーツや社会の在り方を考究する上で重要な意義があると考えられる。

3. 研究の方法

IOC のオリンピック憲章、倫理規程、紛争処理規程、アンチ・ドーピング規程など主要な規則を分析し、Lex Olympica の基本的な体系と構造を明らかにする。Lex Olympica の体系に関する研究では、スポーツ法の体系における Lex Olympica の位置づけ、オリンピック憲章の法的構造、オリンピック憲章の各規則及び構成要素について分析した。Lex Olympica の構成要素としては、オリंपイズムの基本原則、オリンピック・ムーブメント、人権、ガバナンス、オリンピック競技

大会、アンチ・ドーピング、スポーツ仲裁、倫理規程、参加資格、ガバナンス、知的財産、放送などが挙げられる。また、本研究では、オリンピック憲章の歴史的变化や翻訳及び各規則の分析を行った。さらに、日本、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、フランスなど、Lex Olympica の各国の国家法等への影響を分析した。

4. 研究成果

(1) Lex Olympica の体系

Lex Olympica と Lex Sportiva との関係及び構造

Lex Sportiva は、CAS のスポーツ仲裁判断、オリンピック憲章、IF の規則及び WADA の規程を含む国際的なスポーツ固有法の総称であると定義できる。他方、Lex Olympica は、オリンピック・ムーブメントに関する法の総称であると定義できる。Lex Olympica は、オリンピック憲章に基づき IOC を中心としたオリンピック・ムーブメント (NOC、IF、OCOG など) を規律し、オリンピック・ムーブメントに関係する世界中の関係者に強い影響を与えている。Lex Olympica の中心に位置する法源がオリンピック憲章であり、オリンピック・ムーブメントに参加する IF の規程、オリンピック憲章に基づき定められた CAS によるスポーツ仲裁、オリンピック・ムーブメントの義務として遵守することが定められている世界アンチ・ドーピング規程等の諸規程は、Lex Olympica の主要な構成要素でもあると言える。Lex Olympica とは、オリンピック憲章を中心として IOC から生じたオリンピックに関する法の体系であると同時に、オリンピック憲章に基づいて形成された CAS によるスポーツ仲裁判断、IF 等のオリンピック・ムーブメントに関する法、アンチ・ドーピング規程などの諸規範を含み、これらに作用する法の体系であることが明らかとなった。Lex Olympica は、このようにして Lex Sportiva、スポーツ国際法の主要な法源となっている。また、IOC は、オリンピック及びオリンピック・ムーブメントに適用される法規範として Lex Olympica を規定することによって、オリンピックだけでなく世界のスポーツや関係者に強い影響力を行使している関係と構造が明らかとなった。

(2) オリンピック憲章におけるオリンピズムの基本原則の歴史的变化と特質

1908 年以降のオリンピック憲章における「オリンピズム」「基本原則」及び「オリンピズムの基本原則」に係る規定の歴史的な変化を分析すると、「オリンピック憲章」と「基本原則」という用語がタイトルとして初めて使用されたのは 1924 年のことであり、「オリンピズム」という用語が基本原則に規定されたのは 1990 年 12 月のオリンピック憲章からであった。また、オリンピック憲章のタイトルとして「オリンピズムの基本原則」という規定に変更になったのは 2004 年からであった。オリンピック憲章の基本原則に該当する諸規定の中でも初期からオリンピックの理念として規定されていたのはアマチュア規定であったが、1975 年のオリンピック憲章において「オリンピックのフラッグ、シンボル、エンブレムとその法的保護、オリンピック・フレイム」に関する規定が追加導入されたことと入れ替わり、アマチュア規定が削除されることになった。1996 年のオリンピック憲章からは、スポーツ実践が人権であること、またスポーツ組織の独立性に関する規定が追加され、2011 年のオリンピック憲章では、スポーツ組織の自律、スポーツの競技規則の制定の自由、組織の構成及びガバナンスの決定、選挙の権利、グッド・ガバナンスに関する規定が追加され、2014 年のオリンピック憲章では権利及び自由の享受に係る規定が追加修正され、2016 年のオリンピック憲章ではスポーツ組織の独立性に関する規定が自立・グッドガバナンスに関する規定に修正された。オリンピズムの基本原則に関する規定は、理念的憲法規範的な性質を有し、IOC の組織に関する総則的な規定として歴史的に形成され、IOC の定款上の基本規定としての性質を有するものである。また、オリンピック・ムーブメント (IOC、IF、NOC、オリンピック競技大会組織委員会など) の権利・義務の基本を規定するものである。ただし、オリンピズムの基本原則は、修正可能で可変的であり、普遍的なものではないといえる。

(3) オリンピック憲章の法的構造

オリンピック憲章の法的構造を政策主体 (オリンピック・ムーブメントの構成組織) とその任務 (Mission) 及びそれらの関係の視点から分析し、オリンピック憲章の体系と構造を明らかにした。また、オリンピック憲章の法的構造化について考察した。

特に、オリンピック憲章は、オリンピズムの基本原則第 7 項にオリンピック・ムーブメントに属する条件として IOC による承認を掲げ、同規則 1 で IOC の最高権威を認め、オリンピック・ムーブメントへの参加に関する IOC による承認を定め、さらに規則 3 で IOC による承認を追認し、IOC の排他的権限を強化し、集権的体制の基盤を確保する基本構造がある。また、オリンピック憲章は、IOC による承認を中核としてオリンピック・ムーブメントの実施主体間の組織間関係を規定している。他方、放送事業者、スポンサー、サプライヤーなどについては、契約または許可によりオリンピック・ムーブメントに参加する関係が規定されている。オリンピック憲章は、オリンピック・ムーブメントの構成原理を第 1 章規則 1 で定め、主要構成要素として IOC、IFs 及び NOCs を定めるとともに、さらにオリンピック競技大会の組織委員会、IF 及び NOC に所属する国内団体、クラブ、個人、ジャッジ、レフェリー、コーチ、競技役員、技術要員、IOC が承認したその他の組織・機関をオリンピック・ムーブメントの構成要素として定めている。オリンピック憲章は、これらオリンピック・ムーブメントの構成要素に関する規定から構造化されており、第 1 章でオリンピック・ムーブメント、第 2 章で IOC、第 3 章で IF、第 4 章で NOC、第 5 章でオ

オリンピック競技大会(OCOG)を規定している。

また、オリンピック憲章規則7は、オリンピックの権利関係をオリンピック競技大会(オリンピック競技大会の組織、運営及びマーケティング、メディアによる使用のためのオリンピック競技大会の静止画像・動画の撮影許可、オリンピック競技大会の音声・映像記録の登録、オリンピック競技大会の放送、送信、再送信、再生、表示、公衆への送信、または音声・映像の登録及び記録を具体化した作品)とオリンピック資産(オリンピック・シンボル、オリンピック旗、オリンピック・モットー、オリンピック・エンブレム、オリンピック賛歌、オリンピック聖火及びオリンピック・トーチ、オリンピックの名称、オリンピック競技大会と関連する音楽作品、オリンピック競技大会と関連する音声・映像作品、オリンピック競技大会と関連する創作作品、オリンピック競技大会と関連する人工物)に分けて規定し、関係する規則を定めることによって、その関係と構造を規定し、これらの権利に関するIOCの独占的な帰属を実現可能にしている。

オリンピック憲章は、オリンピズムの基本原則に基づきIOCを最高権威とする政策実施主体とその任務の視点から目的手段関係が構造化されていること、オリンピック・ムーブメントの組織と構成要素を規定し、これらの構成要素に対するIOCの承認行為、契約行為に基づいて構造を規定していること、オリンピックの権利関係を通じて構造化されていることが明らかとなった。

オリンピック憲章の諸規則の分析

本研究では、Lex Olympicaの中心に位置するオリンピック憲章の分析を行うため、まずオリンピック憲章の規則を翻訳し、それぞれの規定を分析した。オリンピック憲章の個々の規則は、それぞれが重要な法規範として作用し、競技者、関係者、スポーツ団体及び各国に影響を与えており、各規則の適用についても分析を行った。このオリンピック憲章の翻訳及び各規則の分析に関する研究成果は、2021年以降に研究成果を図書として公表する予定である。

特にオリンピック憲章規則50については、2020年の日本スポーツ法学会においてマンチェスターメトロポリタン大学のMark James教授による講演を共同で開催した。また、研究分担者の石堂典秀教授が「パブリック・フォーラムとしてのオリンピック-オリンピックとアスリートの表現の自由-」と題して、論文を発表し、オリンピック憲章規則50の系譜を分析し、その歴史や憲章の変遷を検証し、その変容を明らかにした。また、人種差別抗議運動Black Lives Matter(BLM)の世界的な動向の中で、規則50の適用解釈および改正を巡る各国における反応を明らかにし、IOC及びオリンピックに求められる役割を考察した。

(2) Lex Olympicaの影響

アメリカ

アメリカにおける1978年のAmateur Sports Actの制定とその後の展開の過程を明らかにした。Amateur Sport Actは、米国オリンピック委員会(USOC)をオリンピック関連活動を統括する機関として認め、USOCに広範な権限を与えるとともに、USOCに名称・五輪マーク・エンブレム・バッジなどの排他的権利を付与した。またガバナンスに関しては、USOCの役員を選出について、アスリートの利益代表が少なくとも20%になることが明記された。その後の関連する国内法の動向として、放映権を巡っては、USOCとIOCとの分配比率を巡る確執があり、2015年のデジタル情報チャンネル「オリンピック・チャンネル」とその管理を担う「オリンピック・チャンネル委員会」の設置が行われたこと、Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act 220503(8)条により、オリンピックなどの国際大会への参加をめぐる紛争の早期解決を実現する措置として、USOCに代表選考制度やこれに関する紛争解決制度を構築することを定めたこと、2016年の米体操界の性的虐待事件の対応措置として、Protecting Young Victims from Sexual Abuse and Safe Sport Authorization Act of 2017が成立したこと、2019年にUSOCの名称が米国オリンピック・パラリンピック委員会(United States Olympic & Paralympic Committee: USOPC)に変更されたこと、2020年に「2020年オリンピック・アマチュア・アスリート強化法(Empowering Olympic, Paralympic and Amateur Athletes Act of 2020)」が成立し、コーチやスタッフによる性的虐待を含む違法行為に関するUSOPCおよび国内競技団体の法的責任、議会在USOPCの理事会の解散、国内競技団体の認可の取消しができる法制度、USOPC理事会に占めるアマチュア・アスリートの比率を20%から33%に増やし、アスリート代表についてはアスリートから選挙で選出されること、SafeSportに対して年間2000万ドルの予算を確保すること、USOPCまたは国内競技団体が児童虐待の事実を知りえた場合に警察およびSafeSportへの報告義務が定められた。

②カナダ

カナダではモントリオール大会(1976)、カルガリー大会(1988)及びバンクーバー大会(2010年)の3度のオリンピックが開催された。カナダでは、モントリオール大会での開催都市の多額負債問題、台湾不参加問題、アフリカ諸国のボイコット問題、1988年ソウル大会でのベン・ジョンソンのドーピング問題などがあり、その後スポーツ倫理の徹底が図られ、IOCの取組みに対しても多大な影響を与える結果となった。カナダにおけるLex Olympicaの影響としては、オリンピック憲章規則7~14に定めるオリンピック資産がアンブッシュ・マーケティングの対象として使用されることがあり、オリンピックのスポンサー保護の観点からNOCはその対策を講じることをIOCから強く求められた。しかし、オリンピック資産の保護は知的財産法の適用対象には含まれず、既存の法律で処罰することが困難であったため、2010年のバンクーバーオリンピ

ックの前の2007年6月22日に「オリンピック・パラリンピック商標法(Olympic and Paralympic Marks Act)」が制定された。

オリンピック憲章の規則50-2は「オリンピックの用地、競技会場、またはその他の区域では、いかなる種類のデモンストレーションも、あるいは政治的、宗教的、人種的プロパガンダも許可されない」と規定しているが、2020年1月にIOCはこの規則50の新しいガイドラインを導入した。カナダでは、この規則50-2については「権利及び自由に関するカナダ憲章」や「国際人権宣言」が認める基本的人権の1つである表現の自由に抵触しているとみなされ、2020年6月にカナダスポーツ倫理センター(CCES)はIOCにオリンピック憲章の規則50の改正を求める立場声明を公表した。さらにその後、カナダオリンピック委員会(COC)の選手委員会は「規則50に関する7つの提案」をとりまとめて2020年9月に公表している。

③イギリス

第1、2003年7月4日のオリンピック憲章より規則2にIOCの役割として規定された「レガシー(legacy)」概念と関係して、2003年以降にIOCによって展開されてきた「レガシー」戦略の概要を把握した上で、IOCの「レガシー」戦略がはじめて適用された2012年ロンドンオリンピック・パラリンピックの事例を考察した。2012年大会の開催都市である大ロンドン市、開催国である英国では立候補ファイルで掲げた内容に沿いながら「レガシー」計画を策定し、「スポーツの振興」のみならず大ロンドン市(英国)にとって積年の課題であった「東ロンドンの再生」に取り組んだ。また、ロンドン2012大会の開催あるいは「レガシー」という言説はこの時期の英国のスポーツ政策にも大きな影響を及ぼした。IOCの「レガシー」戦略は、開催都市や開催国にオリンピック・パラリンピックを開催する意義について考える機会を提供し、開催都市や開催国が抱える社会的課題を解決するための、あるいはスポーツ政策を大きく転換させる「触媒(catalyst)」として機能しており、開催都市や開催国に一定のメリットをもたらしている。しかし、大会の「レガシー」についてどのように計画(デザイン)し、評価するのかという点では課題も散見され、「レガシー」という概念自体の曖昧さがその原因であることが考えられる。今後は、やみくもに「レガシー概念の拡張」が進むことを留めながら、社会科学、政策科学の知見に則った形で「レガシー」を評価する枠組みを構築することが求められる。

第2に、オリンピック憲章規則7から14に定めるオリンピック資産の保護規定と関連して、アンブッシュ・マーケティングに対するオリンピック競技大会の開催における規制、その他のオリンピック資産の保護に関わる特別な法令の制定の動向を考察した。また、オリンピック競技大会の開催に係る複数の法的文書間における関係規定を確認し、近年のオリンピック競技大会の開催国におけるオリンピック資産の保護に関わる法令整備の実態を把握した。そして、2012年ロンドン大会を開催したイギリスにおいて制定された「ロンドンオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会法(London Olympic Games and Paralympic Games Act 2006)」を取り上げ、同法の制定とオリンピック憲章等の法的文書との関係を検討した。その結果、第1に、オリンピック憲章を核とし、開催都市契約とそれに付随するIOCのテクニカル・マニュアルがオリンピック競技大会に関する事項を重層的に規定していることが明らかとなった。第2に、オリンピック資産に対する法的保護を保証したり誓約したりすることが、開催地決定プロセスにおける要素の1つとなっており、このことを根拠として、近年の開催国は大会のための特別法等を定め、オリンピック資産の保護やアンブッシュ・マーケティングの規制を行っている実態が明らかとなった。第3に、ロンドン大会法におけるオリンピック資産の保護やアンブッシュ・マーケティングに関わる規則は、オリンピック憲章が定めるオリンピック資産の保護を実現するとともに、開催地決定手続きにおいてIOCから要求され、開催都市として誓約してきたことを実現したが、アンブッシュ・マーケティング規制は過度な規制であることが議会等で懸念として示されていたにもかかわらず、ほぼ原案の通りに強い規制が定められた問題が明らかとなった。また、法律の審議過程においては、関係文書であるテクニカル・マニュアルが全ての人に全ての内容が公開されていない問題も明らかとなった。

(3) 今後の展望

日本及びその他の国に関する研究成果は、今後、学会発表において公表する予定である。

また、オリンピック憲章について翻訳・分析した成果は、図書として出版する予定である。

<引用文献>

Frank Latty, *La lex sportiva recherche sur la droit transnational*, Martinus Nijhoff Publishers, 2007.

②James, M. and Osborn, G., *The Olympics, transnational law and legal transplants: The International Olympic Committee, ambush marketing and ticket touting*, *Legal Studies*, 36(1), 93-110.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 齋藤健司	4. 巻 27
2. 論文標題 競技団体の民主的運営と法的課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本スポーツ法学会年報	6. 最初と最後の頁 50-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齋藤健司	4. 巻 68(7)
2. 論文標題 アンチ・ドーピング政策の現状と課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 体育の科学	6. 最初と最後の頁 517-521
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石堂典秀	4. 巻 26
2. 論文標題 スポーツにおける暴力・ハラスメントに対する海外での取り組み事例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本スポーツ法学会年報	6. 最初と最後の頁 86-107
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石堂の典秀	4. 巻 34
2. 論文標題 パブリックフォーラムとしてのオリンピック：オリンピックとアスリートの表現の自由	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 中京ロイヤー	6. 最初と最後の頁 1-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 秋元忍	4. 巻 16
2. 論文標題 スポーツの歴史から見たeスポーツ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 青山総合文化政策学	6. 最初と最後の頁 69-90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 金子史弥	4. 巻 41
2. 論文標題 2012年ロンドンオリンピック・パラリンピックの<スポーツ的レガシー>とは?	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 広島経済大学研究論集	6. 最初と最後の頁 3-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川井圭司	4. 巻 25
2. 論文標題 選手会 選手委員会の未来像-リーグにおける労使関係の国際動向-	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本スポーツ法学会年報	6. 最初と最後の頁 30-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川井圭司	4. 巻 1530
2. 論文標題 スポーツ界のハラスメント問題-人間関係と団体のガバナンスにみる日米比較-	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 40-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子史弥	4. 巻 37
2. 論文標題 ロンドン2012オリンピック・パラリンピックにおけるボランティア政策	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 現代スポーツ評論	6. 最初と最後の頁 101-112
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川井圭司	4. 巻 688
2. 論文標題 アスリートの組織化 - 選手会をめぐる世界的動向と日本の課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子史弥	4. 巻 40
2. 論文標題 2012年ロンドンオリンピックとイギリススポーツ政策の変容	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 筑波大学体育系紀要	6. 最初と最後の頁 29-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計18件 (うち招待講演 8件 / うち国際学会 5件)

1. 発表者名 齋藤健司
2. 発表標題 オリンピック憲章の法的構造
3. 学会等名 日本体育・スポーツ政策学会第30回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 齋藤健司
2. 発表標題 競技団体の民主的運営と法的課題
3. 学会等名 日本スポーツ法学会第27回大会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 金子史弥
2. 発表標題 英国におけるスポーツ組織のガバナンス改革とその「受容」 中央競技団体による取り組みに着目して
3. 学会等名 日本スポーツ体育健康科学学術連合第3回大会シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石堂典秀
2. 発表標題 オーストラリアにおけるスポーツ審判所とスポーツにおける紛争解決の在り方に対する一考察
3. 学会等名 日本スポーツ法学会第27回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石堂典秀
2. 発表標題 アスリートとハラスメント・暴力への対策
3. 学会等名 日本スポーツ法学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 石堂典秀
2. 発表標題 スポーツ組織のガバナンスコード及びプロセスの国際動向
3. 学会等名 日本スポーツ仲裁機構スポーツガバナンスワークショップ（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石堂典秀
2. 発表標題 アジアのメガスポーツイベントにおける人権デューデリジェンスのプラットフォームの可能性
3. 学会等名 全米社会科学研究会（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 齋藤健司
2. 発表標題 スポーツ・インテグリティの確保に関するスポーツ法に関わる論点
3. 学会等名 日本スポーツ法学会スポーツ基本法検討専門委員会研究会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 齋藤健司・日下知明
2. 発表標題 オリンピック憲章におけるオリンピズムの基本原則の変化
3. 学会等名 日本体育・スポーツ政策学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Ishido, Norihide
2. 発表標題 Sport governance in Japan, Governance in Sport and the Olympic Movement
3. 学会等名 IOA (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Keiji Kawai
2. 発表標題 Unionisation in Professional Sport: Global Trends and the Current State of Sport in Japan
3. 学会等名 The Association of Industrial Relations Academics of Australia and New Zealand (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 秋元忍
2. 発表標題 1908年オリンピックロンドン大会におけるホッケーの大会規定の制定過程に関する研究
3. 学会等名 東北アジア体育・スポーツ史学会第12回大会 (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 川井圭司
2. 発表標題 アメリカ大学スポーツにみるアマチュアリズムの崩壊～労働者化する学生選手～
3. 学会等名 日本スポーツ法学会第24回大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 齋藤健司
2. 発表標題 アンチドーピング体制の整備に関する法的課題(パネルディスカッション・モデレーター)
3. 学会等名 日本スポーツ法学会第24回大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 齋藤健司
2. 発表標題 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を考える(シンポジウム・司会)
3. 学会等名 日本体育・スポーツ政策学会第26回大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Ishido, N., Sugiyama, S., Kanazashi, H., Igami, T.
2. 発表標題 CAS Cases regarding the Russia Doping Scandal and the Impact on the WADA Scheme
3. 学会等名 Asian Sport Law Association 2017 International Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 石堂典秀・建石真公子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 250
3. 書名 スポーツ法へのファーストステップ	

1. 著者名 Stacey Steele、 Hayden Opie	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 278(43-58)
3. 書名 Match-Fixing in Sport	

1. 著者名 日本スポーツ法学会	4. 発行年 2017年
2. 出版社 エイデル研究所	5. 総ページ数 370
3. 書名 標準テキストスポーツ法学	

1. 著者名 石堂典秀、中山恵子、白井正敏、山田光男、藤川清史、亀井哲也、近藤良亨、ペトリシェヴァ・ニーナ、木村華織、来田享子、大友昌子、渋谷努、	4. 発行年 2016年
2. 出版社 エイデル研究所	5. 総ページ数 251(12-50)
3. 書名 学際的なアプローチによるオリンピックの探求	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	日下 知明 (Kusaka Tomoaki) (10846299)	鹿屋体育大学・スポーツ人文・応用社会科学系・助教 (17702)	
研究分担者	石堂 典秀 (Ishido Norihide) (20277247)	中京大学・スポーツ科学部・教授 (33908)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	出雲 輝彦 (Izumo Teruhiko) (50296373)	東京成徳大学・応用心理学部・教授 (32521)	
研究分担者	川井 圭司 (Kawai Keiji) (50310701)	同志社大学・政策学部・教授 (34310)	
研究分担者	秋元 忍 (Akimoto Shinobu) (50346847)	神戸大学・人間発達環境学研究科・准教授 (14501)	
研究分担者	金子 史弥 (Kaneko Fumihiri) (90645516)	立命館大学・産業社会学部・准教授 (34315)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関